

## 消滅時効の回の検討項目（予定）

### Q(1) (a) Bの請求の趣旨

訴訟物

請求原因

### (b) Gの抗弁

所有権的構成の場合

担保権的構成の場合

Bの再反論とその性質

債権的抹消登記請求権

消滅時効の実体法上の要件

事例1：Sの債務承認の有無とBへの影響

事例2：時効完成後の債務承認書の差入れの意味：Sの消滅時効援用の可否

Bの時効援用権 —— 必読判例①の理由と射程

Bの行為の評価

事例3：時効完成前の債務承認書の差入れの意味

債務承認の効力

保証債務における457条1項の時効中断効と148条の中断の相対効

必読判例②の理由と射程

本件の後始末の仕方（補足説明候補）

### Q(2) (a) Gの請求の趣旨と請求原因

物権的請求権による場合

債権者代位権による場合

### (b) Hの反論 —— 参考判例①②の理由と射程・相互関係